

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分 等		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他非課税分等 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公 債		705,733	108,077	380,838	5,536,286	6,622,857	108,077
社 債		4,938,210	757,074	64,759	2,885,727	7,888,696	757,074
預貯金	銀 行 預 金	61,877,393	9,460,842	547,154	3,158,798	65,583,345	9,460,842
	銀行以外の金融機関の預金	11,718,192	1,773,380	377,792	4,257,832	16,353,816	1,773,380
	その他勤務先預金等の利子	3,461,511	495,743	5,064	1	3,466,576	495,743
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		70,588	10,720	1,373	4,439	76,400	10,720
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		138,207	21,156	9	32,177	170,393	21,156
特 定 公 社 債 等 の 利 子 等 (源 泉 徴 収 義 務 特 例 分)		1,824,009	278,791	20,584	3,904,465	5,749,058	278,791
小 計		84,733,841	12,905,783	1,397,574	19,779,725	105,911,141	12,905,783
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		6,513,427	856,709	—	94,598	6,608,025	856,709
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		2,647,301	513,498	2,347	2,998	2,652,646	513,498
割 引 債 の 償 還 差 益		18,259	3,058	—	—	18,259	3,058
計		93,912,828	14,279,048	1,399,921	19,877,321	115,190,070	14,279,048

調査対象等： この表は、平成30年2月から平成31年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。

2 「その他非課税分等」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて支払われたものも含まれている。

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

4 「特定公社債等の利子等（源泉徴収義務特例分）」は、租税特別措置法第9条の3の2の規定による、支払の取扱者が所得の支払者に代わって源泉徴収を行い、国に納付する特例分である。

5 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益等に係る分離課税等）及び第41条の12の2（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分 等	合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	千円 406,588,524	千円 79,515,136	千円 139,900,078	千円 546,488,603	千円 79,515,136
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	1,291,552	197,570	1,961,532	3,253,083	197,570
源泉徴収選択口座内配当等	52,064,145	7,956,933	—	52,064,145	7,956,933
計	459,944,221	87,669,639	141,861,611	601,805,831	87,669,639

調査対象等： この表は、平成30年2月から平成31年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分等」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われたもの、租税特別措置法第9条の8（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）及び租税特別措置法第9条の9（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源 泉 徴 収 選 択 口 座 内 保 管 上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	71,215,101	10,848,189

調査対象等： 平成30年2月から平成31年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1,839,492,929	62,730,150	10,660,798,223	355,180,259	12,500,291,151	417,910,409
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,385,415	46,248	55,174,670	1,022,295	58,560,085	1,068,542
	計	1,842,878,344	62,776,398	10,715,972,893	356,202,553	12,558,851,236	418,978,951
退 職 所 得		110,271,647	958,627	165,774,917	8,058,586	276,046,563	9,017,213
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	2,297	—	2,297

調査対象等： 給与等の支払者から平成31年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成30年2月から平成31年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び行政執行法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 13,633,498	千円 1,929,596
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	42,796,961	8,260,144
	診療報酬	47,206	4,089
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	49,238,862	3,792,708
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,436,551	266,330
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	13,011,019	738,882
	契約金・賞金	750,222	67,170
	小 計	121,914,318	15,058,919
法 第 203 条 の 2 該 当 （ 公 的 年 金 等 ）		10,094,834	343,095
法 第 207 条 該 当 （ 生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金 ）		126,209,382	907,035
法 第 174 条 該 当 （ 馬 主 が 受 け る 競 馬 の 賞 金 等 ）		40	4
計		258,218,574	16,309,053
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	128

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成31年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成30年2月から平成31年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	779,297	118,686
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び 特 定 受 益 証 券 発 行 信 託 の 収 益 の 分 配	4,493,421	449,387
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	2,282,815	387,995
給 与 ・ 賞 与 等	7,781,537	617,326
退 職 所 得	72,612	12,955
役 務 の 報 酬	131	27
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	1,051,084	120,738
著作権の使用料又はその譲渡による対価	393,174	30,357
貸 付 金 の 利 子	254,617	39,234
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	353,964	68,472
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	579,125	63,879
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	4,708,555	611,453
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	453	92
合 計	22,750,786	2,520,601

調査対象等：平成30年2月から平成31年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。